

刀剣審査の不公平に疑惑深まる

佐々木議員の質問主意書へ政府が回答



昨年12月12日に、佐々木憲昭議員は、「財団法人日本美術刀剣保存協会の刀剣審査の透明性に関する質問主意書」を内閣に提出し、その答弁書が政府からありました。

ことの発端は、公益財団法人である日本美術刀剣保存協会（会長理事＝佐々淳行氏）における「刀剣審査」のあり方、その透明性についての疑惑が指摘されたからです。

昨年5月、文部科学大臣宛に匿名の投書がありました。その内容は、「重要刀剣、特別重要刀剣の審査制度が一部の理事と業者の癒着によ

て歪められている」というものです。

日本美術刀剣保存協会は、「刀剣類並びに刀装・刀装具を審査し、保存・特別保存、重要・特別重要刀剣等の鑑定・指定を行う」ことを事業とし、全国の刀剣商や刀剣収集家から持ち込まれる刀剣を審査する役割も担っています。

上位評価で、はね上がる刀剣の価値

これらの刀剣は、「特別重要」「重要」「特別保存」「保存」の四階級に区分され、「特別重要」に指定されれば「重要文化財クラス」ほどの評価を受け、金額的に相当の価値を生んでいることも周知の事実です。実際、例えば一振100万円～200万円相当の刀剣が、その数倍から十数倍へと金額的にも跳ね上がるといわれています。

評価つりあげの疑惑

ところが、ある刀剣愛好家が、実際には100万円程度の美術刀

剣を1億数千万円の「価値」をつけて購入させられたとか、協会の役員や審査員本人、その親族が、審査会に申請して評価を釣り上げているとか、一部業者との癒着なども指摘されています。

開きなおる協会幹部

答弁書によれば、当初、協会から「協会の役員及びその親族並びに刀剣等の審査の審査員が審査を申請できないよう改善措置を講じた」との報告を受けたが、その後、「当時の協会の報告は協会の意思としてなされたものではないと考えている」と開き直りともいふべき報告を寄せているそうです。このため、文化庁は、「協会が公益法人として適切な法人運営を行い、社会的信頼を確保することが最も重要である」と考えており、協会から詳細な事実関係の報告を受けた後、当該報告の内容を踏まえ、必要な指導監督を行うてまいりたい」と答弁しています。

質問主意書の項目

一 「重要刀剣、特別重要刀剣の審査制度が一部の理事と業者の癒着によって歪められている」との文部科学大臣宛の匿名の投書を受けて以降、実態解明のためのいかなる対策をとってきたか。

また、その結果、どのような事実が明らかになったか。

二 二〇〇一年（平成十三年）十月、文化庁が行った当該財団法人（日本美術刀剣保存協会）の実地検査について

実地検査を行うに至った経緯と理由、検査の目的はどのようなものだったか。

実地検査の結果、法人側から提出された改善策ならびに政府としての対応について、詳細を明らかにされたい。

三 刀剣審査の透明性を確保するために、「役員、審査員本人及びその親族については、審査会への申請はしない」との法人側の自主規制（いわゆる窓口規制）があり、文化庁もこれを了としている。しかし、二〇〇一年（平成十三年）の実地検査以降も窓口規制に反する行為が生じている。現に、同法人が発表している「重要刀剣等指定品」の一覧（『刀剣美術』）のなかでも、理事ら

現職の役員が申請した刀剣が「重要刀剣」として指定されていることが公になっていることは重大である。

そこで以下の点について明らかにされたい。

二〇〇一年（平成十三年）十月の文化庁による実地検査以降、直近までの期間で、窓口規制に違反した件数は何件か。

その内、理事・親族、職員・親族、審査員、非会員などの内訳を明らかにされたい。

また、「重要・特別重要」、「保存・特別保存」などランク別の件数を明らかにされたい。

違反した役員に対してはどのような処分を行ったか。また、今後の対応策を示されたい。

四 伊吹文明文部科学大臣は、先述の文部科学委員会で、「一つしかない機関が、インサイダーだとか行為規範というのと同じ疑いを差し挟まれないように厳正に行動していただくという原点が確立されれば一番いいわけですから、その方向で文化庁が努力をされると思います」（二〇〇六年十月二十日）と答弁を行っている。これは、当該財団の刀剣審査の透明性を確保し、社会的信頼を取り戻すうえできわめて重要な指摘であると考えられる。政府として改善のためのいかなる具体的な方策をとるか、明らかにされたい。